

答 申 第 2 1 3 号

平成18年2月13日

千葉県選挙管理委員会

委員長 土田 吉彦 様

千葉県情報公開審査会

委員長 大田洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成17年7月27日付け千選管第70号による下記の諮問について、次のとおり答申します。

記

平成17年6月22日付けで異議申立人から提起された、平成17年6月17日付け千選管第55号の1で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県選挙管理委員会（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成17年6月17日付け千選管第55号の1で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

- (1) 介護保険法の通所介護事業の事業者である鋸南町が、通所介護事業に要した費用に日常生活に要する費用を含めていたことは、介護保険法第41条第1項（同法施行規則第61条第1項を含む）違反である。
- (2) 公務員は、不正行為があった場合、放置することは許されない。それにも係わらず、千葉県の職員は、問題を先送りし、口裏を合わせ、不正受給した介護保険の事業者へ不当利得を故意に供与している。
- (3) 選挙管理委員会事務局の書記長補佐を兼務している市町村課副課長に、電話で国の決算統計のために鋸南町が千葉県へ提出した資料を含むことを伝えてある。
- (4) 選挙管理委員会事務局の書記長補佐は、介護保険法の違法を承知しながら、選挙管理委員へ報告せず、不正の問題解決を先送りしている。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、概ね次のとおりである。

- 1 実施機関では、介護保険法の施行に関する事務を所掌しておらず、また、介護保険者が実施する事業について、介護保険法上の適否を判断する必要もないため、開示請求人が請求する文書を保有していない。
- 2 実施機関では、国の決算統計に係る事務を所管しておらず、鋸南町が国の決算統計のために千葉県へ提出した資料は保有していない。
- 3 実施機関の所掌事務の範囲においては、介護保険者が実施する事業について、介護保険法上の適否を判断する必要がなく、書記長補佐が選挙管理委員に報告する必要はない。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明等をもとに審査した結果、以下のように判断する。

1 本件請求及び本件決定について

異議申立人は、実施機関に対し「通所介護事業者の鋸南町が居宅サービスに要した費用から日常生活に要する費用を支出している違法についてわかる書類」の行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

これに対し、実施機関は、本件請求に係る行政文書を調査したが、当該文書を保有していなかったため、本件決定を行った。

2 本件請求に係る行政文書の不存在について

実施機関は、本件請求に係る行政文書は存在しないと説明するので、以下検討する。

(1) 実施機関は、そもそも介護保険法の施行に関する事務を所管しておらず、介護事業者が実施する事業について介護保険法上の適否を判断する必要がないため、本件請求に係る文書を保有していないと説明する。

(2) そこで、地方自治法（昭和22年法律第67号）を確認したところ、確かに、選挙管理委員会は、普通地方公共団体が処理する選挙に関する事務及びこれに関係のある事務を管理しており、一方、介護保険法の施行に関する事務は、知事の権限に属する事務であるから、実施機関が所掌する事務ではないことが認められる。

また、国の決算統計に係る事務も、知事の権限に属する事務であり、実施機関が所掌する事務ではない。

(3) したがって、実施機関が介護保険法の施行に関する事務を所掌していないと説明し、また、通所介護事業者である鋸南町の違法についてわかる書類を求めるといふ本件請求の趣旨を満たす文書の存在も確認できないことから、実施機関の説明に不合理な点は見当たらず、本件請求に係る行政文書は存在しないと認められる。

3 結論

以上のとおり、実施機関が行った本件決定は妥当である。

第5 審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
17. 7. 27	諮問書の受理
17. 9. 5	実施機関の理由説明書の受理
17. 11. 24	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会委員

氏 名	職 業 等	備 考
岩間昭道	千葉大学大学院専門法務研究科長	部会長職務 代理者
大田洋介	城西国際大学非常勤講師	部会長
佐野善房	弁護士	
福武公子	弁護士	

(五十音順：平成17年11月24日現在)